日本脳神経外科学会 保険診療委員会 委員長 塩川芳昭

2020年度診療報酬改定における脳神経外科関連の手術料、管理料では、以下の新規採用および改定が認められました(保険診療委員会しらべ)。これらの多くは、厚労省が示している診療報酬改定の基本的視点のうち、重点課題であった働き方改革推進と、安心・安全で質の高い医療の実現を申請理由に加えた項目です。ご確認ください。

第10部第3款 神経系・頭蓋

- K 1 4 5 穿頭脳室ドレナージ術 2,330 点(現行 1,940 点)
- K 1 4 7 − 2 頭蓋内モニタリング装置挿入術 6,310 点 (新規)
- K 1 5 4 4 集束超音波による機能的定位脳手術 105,000 点 (新規)
- K169 注2 頭蓋內腫瘍摘出術 光線力学療法加算18,000点(現行12,000点)
- K 1 7 1 経鼻的下垂体腫瘍摘出術 87,200 点(現行 83,700 点)
- K171-2 内視鏡下経鼻的腫瘍摘出術
 - 1 下垂体腫瘍 110.970 点(現行 108.470 点)
 - 2 頭蓋底脳腫瘍(下垂体腫瘍を除く) 126,120点(現行 123.620点)
- K 1 7 2 脳動静脈奇形摘出術(現行は一括して 149,830 点)
 - 1 単純なもの 141,830 点 (新規)
 - 2 複雑なもの 179.830 点 (新規)
- K181-6 頭蓋內電極植込術 (新規)
 - 1 硬膜下電極によるもの 65,100 点
 - 2 脳深部電極によるもの
 - イ 7本未満の電極による場合 71,350 点
 - ロ 7本以上の電極による場合 96,850 点
- K 1 9 0 5 重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植込型ポンプ薬剤再充填 780 点 (現行は 650 点)
- K 9 3 0 脊髄誘発電位測定等加算 1 3,630 点 (現行 3,130 点)

第3部検査 第3節 生体検査

D227 頭蓋内モニタリング管理料

- 1 1時間以内又は1時間につき 200点(現行125点)
- 2 3時間を超えた場合(1日につき) 800点(現行600点)
- D236-3 脳磁図 1 自発活動を測定するもの 17,100 点(現行 5,100 点)
- D285 1 認知機能検査その他の心理検査 Clinical Dementia Rating (CDR) 追加 (80 点)

なお、K147-2、K154-4、K172 2、K181-6 2 口、K930 1 を算定する患者は、告示第 140 号の対象となり、包括評価の対象外(出来高算定)となります。